

24 琴情答申第 7 号
平成 25 年 3 月 29 日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
会長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町水道課

諮問日 平成 25 年 1 月 21 日 (24 琴水発第 46 号)

事件名 平成 24 年 12 月 20 日付け 24 琴水発第 39 号文書による部分公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町水道課が、平成 24 年 12 月 20 日付けで本件請求に対し、部分公開決定とした処分（以下、本件処分という。）のうち、非公開とした部分の各捜査関係事項照会書の月日は公開すべきである。実施機関のその余りの判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 24 年 12 月 10 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、上記 1 の請求（以下「本件請求」という。）に対し、平成 24 年 12 月 20 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 25 年 1 月 4 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件非公開処分は、本件条例に規定する非公開事由には該当しない。決定通知書の「行政文書の表示」としている「標題「捜査関係事項回答書について」の決裁伺」の文書中の「4 詳細 別紙のとおり」とする「別紙」について開示・非開示の行政処分がなされていない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第 8 条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 部分公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

(1) 公開対象文書のうち、対象者の住所、氏名について

公開請求の対象となる文書のうち「対象者の住所、氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある為（条例第 7 条第 2 号）、また、明らかに当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第 7 条第 3 号ア）、非公開処分とした。

さらに、公開請求の対象となる文書のうち「対象者の住所、氏名」は、公にされることにより捜査活動に支障を及ぼすおそれがある為、条例第 7 条第 4 号の規定により非公開処分とした。

(2) 各捜査関係事項照会書の月日

各捜査事項関係照会書のうち、「捜査関係事項照会書の月日」は、公にすることにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある為、条例第7条第4号の規定により非公開処分とした。

(3) 異議申立書のうち、理由(2)(上記第3の2(2))について

異議申立人は、決定通知書の「行政文書の表示」としている「標題「捜査関係事項回答書について」の決裁伺」の文書中の「4 詳細 別紙のとおり」とする「別紙」について開示・非開示の行政処分がなされていない旨を主張するが、別紙にあたる部分は、情報公開請求内容とは趣旨が異なるため、本件請求の対象外と判断した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書（以下、「本件行政文書」という。）は、以下の文書である。

- (1) 標題「捜査関係事項回答書について」の決裁伺
- (2) 捜査関係事項照会書（香琴刑照第48号）
- (3) 捜査関係事項照会書（香琴刑照第49号）

2 条例第7条第2号の該当性について

本号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものについて、特定の場合を除き、非公開としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。したがって、本件行政文書のうち、「捜査対象者の住所、氏名は、特定の個人が識別される個人に関する情報にあたるため、非公開とすることが妥当である。

3 条例第7条第3号アの該当性について

本号アは、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて非公開としている。「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人（個人事業主を含む。）の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。本件請求に該当する行政文書のうち、捜査対象者の住所、氏名が公開されると、特定の

法人等が捜査対象とされている事実が公になり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とすることが妥当である。

4 条例第7条第4号の該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開としている。

(1) 対象者の住所、氏名について

各捜査事項照会書に記載されている内容に関して、香川県警が捜査を行っているとのことである。このような状況の下で、本件行政文書のうちの「対象者の住所、氏名」が公にされ、捜査に係る情報が捜査対象者等の知るところとなれば、証拠隠滅等の対抗措置を執られるなど、現在行われている捜査活動に支障を及ぼすおそれが認められる。よって、本件行政文書のうちの「対象者の住所、氏名」を記載した部分を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 各捜査関係事項照会書のうち、月日について

実施機関の説明によれば、本件行政文書のうち、各捜査関係事項照会書に記載された月日は、公開することにより捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるとして非公開としたとのことである。

しかし、本件行政文書のうち、各捜査関係事項照会書に記載された月日については、公開されると捜査の時期が推測されることになるにすぎず、捜査時期が推測されることによって捜査に支障が及ぶとはおよそ認められない。

また、実施機関は、本件請求において公開している「標題「捜査関係事項回答書について」の決裁伺」内の起案日の日付を公開しており、この起案日の日付からも各捜査関係事項照会書に記載された月日を容易に推測しうるのであるから、各捜査事項照会書の月日の公開が第4号の非公開事由に該当するとの実施機関の主張には合理性が認められない。

したがって、各捜査関係事項照会書に記載された日付は、4号の非公開事由に当たらない。

5 異議申立書のうち(3)記載について

条例の解釈、運用に関するものではないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 平成 25 年 1 月 21 日 | 諮問（24 琴水発第 46 号）の受理 |
| (2) 平成 25 年 2 月 18 日 | 審議 |